

消防法が改正されました

乗用車※でガソリンを運搬する際のガソリン携行缶は「金属製」と限定されていましたが、消防法の改正により令和6年3月1日から以下の条件に適合するガソリン用「プラスチック製」運搬容器についても消防法に適合した運搬容器として新たに認められることとなりました。

※ 乗用車（ステーションワゴン・ライトバン・自動二輪車・原付等含む）

1 容器に「UN」表示と容器記号「3H1」が記されているもの

※ 「UN」表示の容器は、危険物を輸送する場合については、使用期限が製造日から5年以内とされています。容器の製造年にもご注意ください（図1参照）

2 容積（容量）が10リットルを超えないもの

※ 10リットルを超えるガソリン用プラスチック製容器も市販されていますが、それらを使用して乗用車で運搬すると消防法違反となりますので注意が必要です。



図1（UN表示、容器記号及び製造年の表示例）

※ UN表示とは、危険物等を運搬する容器として国際勧告に適合していることを示すものです。

※ 容器記号3H1とは、ジェリカン（方形又は多角形の断面形状を有する容器）であって、材質がプラスチックの「天板固着式のプラスチック製容器」のことです。

※ 青枠内が製造年（西暦下2桁）となります（2019年製造）。

○ 運搬容器の概要（A社製）		
内容量	: 5リットル、10リットル	
材質	: 高密度ポリエチレン	
収納油種	: ガソリン（第四類第一石油類、危険等級II）	
製造国	: カナダ	
UN表示	: 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））	
○ 運搬容器の概要（B社製）		
内容量	: 5リットル	
材質	: 高密度ポリエチレン	
収納油種	: ガソリン（第四類第一石油類、危険等級II）	
製造国	: 中華民国	
UN表示	: 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））	

図2 ガソリン用プラスチック製運搬容器例

〒078-8367 旭川市東光27条8丁目旭川市総合防災センター3F

旭川市消防本部 予防指導課危険物担当

TEL 0166-74-3833

E-mail: yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp FAX 0166-33-3391